

INTERNATIONAL PROSECUTION SECTION

EVIDENTIARY DOCUMENT NUMBER 3506 E

TITLE: Bound Volume, File of Official Documents (KOBUN RUI SHU)
No. 60, Vol 55, 1946, on Finance.

SOURCE: Cabinet Secretariat

MICROFILMING

Document 3506 E Source: Cabinet Secretariat
has been microfilmed on 26 Oct 1948 for
permanent historical record.

(None) (Part) of this document had been extracted for court use.

F. MATTISON
Files Unit
Document Division

INTERNATIONAL PROSECUTION SECTION

Doc. No. 3506-E

Date: 22 September 1947

ANALYSIS OF DOCUMENTARY EVIDENCE

DESCRIPTION OF ATTACHED DOCUMENT

Title and Nature: Bound Volume, File of Official Documents
(KOBUN RUISHU) No. 80, Vol. 55, on Finance

Date: 1936 Original (X) Copy () Language: Japanese

Has it been translated? Yes () No (X)

Has-it-been-photostated? ~~Yes~~ () ~~No~~ ()

LOCATION OF ORIGINAL

Document Division

SOURCE OF ORIGINAL:

Cabinet Secretariat

PERSONS IMPLICATED:

HIROTA, Koki; ARITA, Hachiro; UCHIO, Shigenosuke; TERAUCHI, Hisaichi;
NAGANO, Osami; SHIMADA, Teshie; MAEDA, Yonezo

CRIMES OR PHASE TO WHICH DOCUMENT APPLICABLE:

Encouraging War Industries - Preparations for War, Economic

SUMMARY OF RELEVANT POINTS:

Contains cabinet decisions on various financial matters.

Item 5. Cabinet decision on 28 May 1936 to promulgate the law amending the law of aiding the iron industry.

Hitherto, the iron industry was exempted from the income tax under the Iron Industry Subsidy Law. Now, with the amendment, any net income over 10% of the capital would be subjected to income tax levy.

Analyst: 1st Lt Fred F. Suzukawa

Doc. No. 3506-E
Page 1

公文類聚第六十一

昭和十一年

卷之十五

IPS Doc. No

3506-E

産業門

工業
鑛業
漁業
博覽會
雜載

五止

閣議				閣議					勅令 一〇五	一昭和十一年法律第三十二號製鐵業獎勵法中改正法律ノ施行期日ヲ定ム	六月八日	公布	六
									勅令 一〇六	一製鐵業獎勵法施行令中ヲ改正ス	六月八日	公布	七
									勅令 四四六	一昭和十年法律第二十四號鑛業法中改正法律ノ施行期日ヲ定ム 賞恤門賑恤 四六勞働者災害扶助法中改正法律施行期日ノ件ニ合ス	五月三十一日	公布	
										漁業			
										一北洋漁業ノ保護及警備ニ関スル件ヲ決定ス	五月一日	指令	八
閣議										博覽會			
										一日本萬國博覽會計畫實施要綱ニ関ス	八月十五日	指令	九

(木村納)

(甲)

ル件ヲ決定ス

雜載

二勅 八七令	二勅 七五令	二勅 七四令	一勅 四八令	二法 五律	一法 二律				
一入營者職業保障法施行令中ヲ改正ス	一職業紹介法施行令中ヲ改正ス	中改正法律ノ施行期日ヲ定ム	一昭和十一年法律第十二號職業紹介法	一昭和十一年法律第四十號重要産業ノ統制ニ關スル法律中ヲ改正ス	一昭和十一年法律第四十號重要産業ノ統制ニ關スル法律中ヲ改正ス	一職業紹介法中ヲ改正ス			
八月二十九日	八月二十九日	八月二十九日	七月三日	五月二十八日	五月二十七日				
公 布	公 布	公 布	公 布	公 布	公 布				
十五	十四	十三	十二	十一	十				

内閣府官報



商甲第八號

起 昭和十一年五月二十三日

案 起
昭 和
十 一
年 五
月 二
十 三
日
裁 可
昭 和
十 一
年 五
月 二
十 三
日
決 定
昭 和
十 一
年 五
月 二
十 三
日
行 施
昭 和
十 一
年 五
月 二
十 三
日

內閣總理大臣

齋藤

內閣書記官長 齋藤

內閣書記官

外務大臣

高橋

陸軍大臣

廣田

文部大臣

重光

遞信大臣

原

內務大臣

友崎

海軍大臣

角田

農林大臣

磯谷

鐵道大臣

松本

大藏大臣

齋藤

司法大臣

田代

商工大臣

高橋

拓務大臣

齋藤

別紙兩院ノ議決ヲ經タル自動車製造
事業法案ヲ審査スルニ右ハ貴族院



昭和十一年五月二十九日



議長上奏ノ通裁可ヲ奏請セラレ可然ト認ム

上諭案

朕帝國議會ノ協贊ヲ經タル自動車

製造事業法ヲ裁可シ茲ニ之ヲ

公布セシム

御名 御璽

昭和十一年五月二十八日

内閣總理大臣

内務大臣

大藏大臣

陸軍大臣

海軍大臣

商工大臣

法律第三十三號

(上奏ノ通)

貴族院ハ兩院ノ議ヲ經タル
自動車製造事業法案ノ
裁可ヲ奏請ス

昭和十一年五月二十三日

貴族院議長公爵近衛文磨



自動車製造事業法

第一條 本法ハ國防ノ整備及産業ノ發達ヲ期スル爲帝國ニ於ケル自動車製造事業ノ確立ヲ圖ルコトヲ目的トス

第二條 本法ニ於テ自動車製造事業ト稱スルハ命令ヲ以テ定ムル自動車又ハ自動車部分品ノ組立又ハ製造ヲ爲ス事業ヲ謂フ

第三條 自動車製造事業ヲ營マントスル者ハ政府ノ許可ヲ受クベシ但シ其ノ組立又ハ製造ヲ爲ス自動車又ハ自動車部分品ノ數量ガ命令ヲ以テ定ムル數量ニ達セザルモノニ付テハ此ノ限ニ在ラズ

政府ハ自動車又ハ自動車部分品ノ需要供給ヲ參酌シ自動車製造事業確立上支障ナシト認メタル場合ニ非ザレバ前項ノ許可ヲ爲スコトヲ得ズ

第十條 自動車製造會社ハ政府ノ認可ヲ受ケ其ノ事業ニ屬スル設備ノ費用ニ充ツル爲商法第二
二百條ノ規定ニ依ル制限ヲ超エテ社債ヲ募集スルコトヲ得但シ社債ノ總額ハ拂込ミタル株
金額ノ二倍ヲ超ユルコトヲ得ズ

最終ノ貸借對照表ニ依リ會社ニ現存スル財産ガ拂込ミタル株金額ニ滿タザルトキハ前項ノ
規定ヲ適用セズ

第一項ノ規定ニ依リ募集スル社債ニ付テハ工場抵當法ニ依リ會社ノ事業ニ屬スルモノヲ抵
當ト爲スコトヲ要ス但シ特別ノ事情アル場合ニ於テ政府其ノ必要ナシト認メタルトキハ此
ノ限ニ在ラズ

第十一條 自動車又ハ自動車部分品ノ輸入ガ自動車製造事業ノ確立ヲ妨グルノ虞アルトキハ
政府ハ命令ノ定ムル所ニ依リ期間ヲ定メ自動車又ハ自動車部分品ノ輸入ヲ制限スルコトヲ
得

失フ

第六條 自動車製造會社ニハ命令ノ定ムル所ニ依リ第三條ノ許可ヲ受ケタル年及其ノ翌年ヨリ五年間其ノ事業ニ付所得稅及營業收益稅ヲ免除ス

第七條 北海道、府縣及市町村其ノ他之ニ準ズベキモノハ前條ノ規定ニ依リ所得稅及營業收益稅ヲ免除セラレタル自動車製造會社ニハ其ノ免除セラレタル事業ニ對シ又ハ其ノ免除セラレタル事業ニ屬スル資本金額、從業者、營業用ノ工作物若ハ物件、使用動力又ハ收入ヲ標準トシテ課稅スルコトヲ得ズ

第八條 自動車製造會社其ノ事業ノ爲必要ナル器具、機械又ハ材料ヲ政府ノ認可ヲ受ケ輸入スルトキハ本法施行ノ日ヨリ五年間命令ノ定ムル所ニ依リ輸入稅ヲ免除ス

第九條 自動車製造會社ハ事業擴張ノ場合ニ於テ政府ノ認可ヲ受ケ其ノ事業ニ屬スル設備ノ費用ニ充ツル爲株金全額拂込前ト雖モ其ノ資本ヲ増加スルコトヲ得

第四條 前條ノ許可ヲ受クルコトヲ得ベキ者ハ帝國法令ニ依リ設立シタル株式會社ニシテ其ノ株主ノ半數以上、取締役ノ半數以上、資本ノ半額以上及議決權ノ過半數ガ帝國臣民又ハ帝國法令ニ依リ設立シタル法人ニ屬スルモノニ限ル

前項ノ法人ハ其ノ社員、株主若ハ業務ヲ執行スル役員ノ半數以上又ハ資本ノ半額以上若ハ議決權ノ過半數ガ外國人又ハ外國法人ニ屬セザルモノナルコトヲ要ス

前條ノ許可ヲ受ケタル者前二項ノ規定ニ該當セザルニ至リタルトキハ許可ハ其ノ效力ヲ失フ

第五條 第三條ノ許可ヲ受ケタル會社(自動車製造會社)ハ政府ノ指定スル期間内ニ其ノ事業ヲ開始スベシ

政府ハ正當ノ事由アリト認ムル場合ニ限り前項ノ期間ノ延長ヲ許可スルコトヲ得

自動車製造會社前二項ノ期間内ニ其ノ事業ヲ開始セザルトキハ第三條ノ許可ハ其ノ效力ヲ

第十二條 自動車又ハ自動車部分品ノ輸入ニ因リ其ノ市價ノ低落ヲ來シ自動車製造事業ノ確立ヲ妨グルノ虞アルトキハ政府ハ命令ノ定ムル所ニ依リ關稅調查委員會ノ議ヲ經テ期間ヲ定メ自動車又ハ自動車部分品ニ對シ關稅定率法別表輸入稅表ニ定ムル輸入稅ノ外其ノ物品ノ價格ノ五割ニ相當スル金額以下ノ輸入稅ヲ課スルコトヲ得

第十三條 自動車製造會社ハ命令ノ定ムル所ニ依リ事業計畫ヲ定メ政府ノ認可ヲ受クベシ之ヲ變更セントスルトキ亦同ジ

政府必要アリト認ムルトキハ事業計畫ノ變更ヲ命ズルコトヲ得

第十四條 自動車製造會社其ノ事業ノ全部又ハ一部ヲ讓渡シ、廢止シ又ハ休止セントスルトキハ命令ノ定ムル所ニ依リ政府ノ許可ヲ受クベシ

自動車製造會社ノ合併又ハ解散ノ決議ハ命令ノ定ムル所ニ依リ政府ノ認可ヲ受クルニ非ザレバ其ノ效力ヲ生ゼズ

第十五條 政府ハ自動車製造會社ニ對シ業務及財産ノ狀況ニ關シ報告ヲ爲サシムルコトヲ得

政府ハ自動車製造會社ニ對シ業務及會計ニ關シ監督上必要ナル命令ヲ發シ又ハ處分ヲ爲スコトヲ得

政府監督上必要アリト認ムルトキハ當該官吏ヲシテ自動車製造會社ノ事務所、營業所、工場、倉庫其ノ他ノ場所ニ臨檢シ業務若ハ財産ノ狀況又ハ帳簿書類其ノ他ノ物件ヲ検査セシムルコトヲ得此ノ場合ニ於テハ其ノ身分ヲ示ス證票ヲ携帯セシムベシ

第十六條 政府公益上必要アリト認ムルトキハ自動車製造會社ニ對シ自動車若ハ自動車部分品ノ販賣價格若ハ販賣條件ノ變更ヲ命ジ又ハ自動車若ハ自動車部分品ノ需要供給ヲ調節スル爲必要ナル事項ヲ命ズルコトヲ得

政府公益上必要アリト認ムルトキハ自動車製造會社ニ對シ其ノ設備ノ擴張又ハ改良ヲ命ズ

ルコトヲ得

第十七條 政府軍事上必要アリト認ムルトキハ自動車製造會社ニ對シ軍用自動車又ハ其ノ部分品ノ製造、自動車ニ關スル特殊事項ノ研究又ハ特殊設備ノ施設其ノ他軍事上必要ナル事項ヲ命ズルコトヲ得

第十八條 政府第三條ノ許可、第十一條ノ制限又ハ第十六條ノ命令ヲ爲サントスルトキハ自動車製造事業委員會ノ議ヲ經ベシ

自動車製造事業委員會ニ關スル規程ハ勅令ヲ以テ之ヲ定ム

第十九條 自動車製造會社本法若ハ本法ニ基キテ發スル命令又ハ之ニ基キテ爲ス處分ニ違反シ又ハ公益ヲ害スル行爲ヲ爲シタルトキハ政府ハ其ノ業務ヲ停止シ若ハ制限シ、第三條ノ許可ヲ取消シ又ハ取締役若ハ其ノ職務ヲ行フ監査役ノ解任ヲ爲スコトヲ得

第二十條 左ノ各號ノ一ニ該當スル者ハ五千圓以下ノ罰金ニ處ス

一 第三條ノ規定ニ違反シ許可ヲ受ケズシテ自動車製造事業ヲ營ミタル者

二 第十一條ノ規定ニ依ル制限ニ違反シ自動車又ハ自動車部分品ノ輸入ヲ爲シタル者

三 附則第四項ニ掲グル者ニシテ同項ノ規定ニ依ル範圍ヲ超エテ自動車製造事業ヲ營ミタ

ルモノ

第二十一條 自動車製造會社第十六條又ハ第十七條ノ命令ニ違反シタルトキハ其ノ取締役又ハ其ノ職務ヲ行フ監査役ヲ三千圓以下ノ罰金ニ處ス

第二十二條 自動車製造會社左ノ各號ノ一ニ該當スルトキハ其ノ取締役又ハ其ノ職務ヲ行フ監査役ヲ千圓以下ノ罰金ニ處ス

一 第十三條第一項ノ規定ニ違反シ認可ヲ受ケザル事業計畫ヲ實施シタルトキ

二 第十三條第二項ノ命令ニ違反シ事業計畫ヲ變更セズシテ之ヲ實施シタルトキ

三 第十四條第一項ノ規定ニ依リ許可ヲ受クベキ事項ヲ許可ヲ受ケズシテ爲シタルトキ

四 第十五條第二項ノ命令又ハ處分ニ違反シタルトキ

第二十三條 左ノ各號ノ一ニ該當スル者ハ五百圓以下ノ罰金ニ處ス

一 第十五條第一項ノ規定ニ依ル報告ヲ爲サズ又ハ虚偽ノ報告ヲ爲シタル者

二 第十五條第三項ノ規定ニ依ル當該官吏ノ臨檢検査ヲ拒ミ、妨ゲ若ハ忌避シ又ハ其ノ質問ニ對シ答辯ヲ爲サズ若ハ虚偽ノ陳述ヲ爲シタル者

第二十四條 自動車製造會社其ノ他ノ自動車ニ關スル營業者ハ其ノ代理人、戶主、家族、雇人其ノ他ノ從業者ガ其ノ業務ニ關シ本法若ハ本法ニ基キテ發スル命令又ハ之ニ基キテ爲ス處分ニ違反シタルトキハ自己ノ指揮ニ出デザルノ故ヲ以テ其ノ處罰ヲ免ルルコトヲ得ズ

第二十五條 本法又ハ本法ニ基キテ發スル命令ニ依リ適用スベキ罰則ハ其ノ者ガ法人ナルトキハ理事、取締役其ノ他ノ法人ノ業務ヲ執行スル役員ニ、未成年者又ハ禁治産者ナルトキハ其ノ法定代理人ニ之ヲ適用ス但シ營業ニ關シ成年者ト同一ノ能力ヲ有スル未成年者ニ付

テハ此ノ限ニ在ラズ

附 則

本法施行ノ期日ハ勅令ヲ以テ之ヲ定ム

本法施行ノ際現ニ自動車製造事業ヲ營ム者又ハ其ノ事業ヲ承繼シタル者ハ本法施行ノ日ヨリ三月ヲ限り第三條ノ規定ニ拘ラズ其ノ事業ヲ營ムコトヲ得

前項ニ掲グル者前項ノ期間内ニ第三條ノ許可ヲ申請シタル場合ニ於テ其ノ申請ニ對スル許可又ハ不許可ノ處分ノ日迄亦前項ニ同ジ

昭和十年八月九日以前ニ於テ自動車製造事業ヲ開始シタル者又ハ其ノ事業ヲ承繼シタル者ニシテ本法施行ノ際現ニ其ノ事業ヲ營ムモノハ前二項ノ期間經過後ト雖モ第三條ノ規定ニ拘ラズ命令ノ定ムル所ニ依リ昭和十年八月九日以前ニ於テ營メル事業ノ範圍内ニ於テ其ノ事業ヲ營ムコトヲ得

第十五條第一項第三項及第二十三條乃至第二十五條ノ規定ハ前項ノ規定ニ依リ自動車製造事業ヲ營ム者ニ之ヲ準用ス

本法施行ノ日ヨリ一月以内ニ第三條ノ許可ヲ申請シタル者自動車製造事業ノ爲必要ナル器具、機械又ハ材料ヲ政府ノ認可ヲ受ケ輸入スルトキハ本法施行ノ日ヨリ三月間命令ノ定ムル所ニ依リ輸入税ヲ免除ス

前項ノ規定ニ依リ輸入税ノ免除ヲ受ケタル者第三條ノ許可ヲ受クルニ至ラザルトキハ其ノ輸入税ヲ追徴ス

第六項ノ規定ニ依リ輸入税ノ免除ヲ爲ス場合ニ於テハ輸入ノ際税金ニ相當スル擔保ヲ提供セシムルコトヲ得

自動車製造事業法案

右衆議院ノ議決ヲ經タル政府提出案本院ニ於
テ可決セリ依テ御執奏相成度議院法第三十一
條ニ依リ此段申進候也

昭和十一年 五月二十三日

貴族院議長公爵近衛文麿



内閣總理大臣廣田弘毅殿



自動車製造事業法案帝國議
會へ提出ノ件

右謹テ裁可ヲ仰ク

昭和十一年四月二十八日

内閣總理大臣廣田弘毅



月
月

商甲八

昭和十一年四月二十七日

内閣書記官長



内閣書記官



昭和十一年四月二十七日



内閣總理大臣 **近**

法制局長官



外務大臣

近

陸軍大臣

近

文部大臣

近

逓信大臣

近

内務大臣

近

海軍大臣

近

農林大臣

近

鐵道大臣

近

大藏大臣

近

司法大臣

近

商工大臣

近

拓務大臣

近

別紙大藏陸軍商工三大臣請議自動車
製造事業法案

ヲ審査スルニ右ハ相當ノ儀ト思考ス依テ請議ノ

通閣議決定帝國議會ニ提出セラレ可然ト認ム

法律案

呈案附箋一通

自動車製造事業法案

右

勅旨ヲ奉ジ帝國議會ニ提出ス

昭和十一年五月四日衆

内閣總理大臣

内務大臣

大藏大臣

陸軍大臣

海軍大臣

商工大臣

勳軍大臣

大燐大臣

內務大臣

內閣大臣

外務大臣

海軍大臣

右

陸軍大臣

法制局函第七号 四月廿四日



閣商第二 號

國防ノ整備及産業ノ發達ヲ期スル
爲自動車製造事業法制定ノ必要
有之第六十九回帝國議會ニ提出致
度別紙法律案及理由書ヲ具シ此段
閣議ヲ請フ

昭和十一年四月廿四日

商工大臣 小川郷太郎

陸軍大臣 伯爵 寺内壽



榊島



商甲八

商 二

大藏大臣 馬場 鑓

内閣總理大臣 廣田 弘毅 殿



(大塚 納)

自動車製造事業法

第一條 本法ハ國防ノ整備及産業ノ發達ヲ期スル爲帝國ニ於ケル自動車製造事業ノ確立ヲ圖ルコトヲ目的トス

第二條 本法ニ於テ自動車製造事業ト稱スルハ命令ヲ以テ定ムル自動車又ハ自動車部分品ノ組立又ハ製造ヲ爲ス事業ヲ謂フ

第三條 自動車製造事業ヲ營マントスル者ハ政府ノ許可ヲ受クベシ但シ其ノ組立又ハ製造ヲ爲ス自動車又ハ自動車部分品ノ數量ガ命令ヲ以テ定ムル數量ニ達セザルモノニ付テハ此ノ限ニ在ラズ

政府ハ自動車又ハ自動車部分品ノ需要供給ヲ參酌シ自動車製造事業確立上支障ナシト認メタル場合ニ非ザレバ前項ノ許可ヲ爲スコトヲ得ズ

第四條 前條ノ許可ヲ受クルコトヲ得ベキ者ハ帝國法令ニ依リ設立シタル株式會社ニシテ其ノ株主ノ半數以上、取締役ノ半數以上、資本ノ半額以上及議決權ノ過半數ガ帝國臣民又ハ帝國法令ニ依リ設立シタル法人ニ屬スルモノニ限ル

前項ノ法人ハ其ノ社員、株主若ハ業務ヲ執行スル役員ノ半數以上又ハ資本ノ半額以上若ハ議決權ノ過半數ガ外國人又ハ外國法人ニ屬セザルモノナルコトヲ要ス

前條ノ許可ヲ受ケタル者前二項ノ規定ニ該當セザルニ至リタルトキハ許可ハ其ノ效力ヲ失フ

第五條 第三條ノ許可ヲ受ケタル會社（自動車製造會社）ハ政府ノ指定スル期間内ニ其ノ事業ヲ開始スベシ

政府ハ正當ノ事由アリト認ムル場合ニ限り前項ノ期間ノ延長ヲ許可
スルコトヲ得

自動車製造會社前二項ノ期間内ニ其ノ事業ヲ開始セザルトキハ第三
條ノ許可ハ其ノ效力ヲ失フ

第六條 自動車製造會社ニハ命令ノ定ムル所ニ依リ第三條ノ許可ヲ受
ケタル年及其ノ翌年ヨリ五年間其ノ事業ニ付所得稅及營業收益稅ヲ
免除ス

第七條 北海道、府縣及市町村其ノ他之ニ準ズベキモノハ前條ノ規定
ニ依リ所得稅及營業收益稅ヲ免除セラレタル自動車製造會社ニハ其
ノ免除セラレタル事業ニ對シ又ハ其ノ免除セラレタル事業ニ屬スル
資本金額、從業者、營業用ノ工作物若ハ物件、使用動力又ハ收入ヲ

標準トシテ課税スルコトヲ得ズ

第八條 自動車製造會社其ノ事業ノ爲必要ナル器具、機械又ハ材料ヲ政府ノ認可ヲ受ケ輸入スルトキハ本法施行ノ日ヨリ五年間命令ノ定ムル所ニ依リ輸入税ヲ免除ス

第九條 自動車製造會社ハ事業擴張ノ場合ニ於テ政府ノ認可ヲ受ケ其ノ事業ニ屬スル設備ノ費用ニ充ツル爲株金全額拂込前ト雖モ其ノ資本ヲ増加スルコトヲ得

第十條 自動車製造會社ハ政府ノ認可ヲ受ケ其ノ事業ニ屬スル設備ノ費用ニ充ツル爲商法第二百條ノ規定ニ依ル制限ヲ超エテ社債ヲ募集スルコトヲ得但シ社債ノ總額ハ拂込ミタル株金額ノ二倍ヲ超ユルコトヲ得ズ

最終ノ貸借對照表ニ依リ會社ニ現存スル財産ガ拂込ミタル株金額ニ
滿タザルトキハ前項ノ規定ヲ適用セズ

第一項ノ規定ニ依リ募集スル社債ニ付テハ工場抵當法ニ依リ會社ノ
事業ニ屬スルモノヲ抵當ト爲スコトヲ要ス但シ特別ノ事情アル場合
ニ於テ政府其ノ必要ナシト認メタルトキハ此ノ限ニ在ラズ

第十一條 自動車又ハ自動車部分品ノ輸入ガ自動車製造事業ノ確立ヲ
妨グルノ虞アルトキハ政府ハ命令ノ定ムル所ニ依リ期間ヲ定メ自動
車又ハ自動車部分品ノ輸入ヲ制限スルコトヲ得

第十二條 自動車又ハ自動車部分品ノ輸入ニ因リ其ノ市價ノ低落ヲ來
シ自動車製造事業ノ確立ヲ妨グルノ虞アルトキハ政府ハ命令ノ定ム
ル所ニ依リ關稅調查委員會ノ議ヲ經テ期間ヲ定メ自動車又ハ自動車

部分品ニ對シ關稅定率法別表輸入稅表ニ定ムル輸入稅ノ外其ノ物品ノ價格ノ五割ニ相當スル金額以下ノ輸入稅ヲ課スルコトヲ得

第十三條 自動車製造會社ハ命令ノ定ムル所ニ依リ事業計畫ヲ定メ政府ノ認可ヲ受クベシ之ヲ變更セントスルトキ亦同ジ

政府必要アリト認ムルトキハ事業計畫ノ變更ヲ命ズルコトヲ得

第十四條 自動車製造會社其ノ事業ノ全部又ハ一部ヲ讓渡シ、廢止シ又ハ休止セントスルトキハ命令ノ定ムル所ニ依リ政府ノ許可ヲ受クベシ

自動車製造會社ノ合併又ハ解散ノ決議ハ命令ノ定ムル所ニ依リ政府ノ認可ヲ受クルニ非ザレバ其ノ效力ヲ生ゼズ

第十五條 政府ハ自動車製造會社ニ對シ業務及財産ノ狀況ニ關シ報告

ヲ爲サシムルコトヲ得

政府ハ自動車製造會社ニ對シ業務及會計ニ關シ監督上必要ナル命令ヲ發シ又ハ處分ヲ爲スコトヲ得

政府監督上必要アリト認ムルトキハ當該官吏ヲシテ自動車製造會社ノ事務所、營業所、工場、倉庫其ノ他ノ場所ニ臨檢シ業務若ハ財産ノ狀況又ハ帳簿書類其ノ他ノ物件ヲ檢査セシムルコトヲ得此ノ場合ニ於テハ其ノ身分ヲ示ス證票ヲ携帯セシムベシ

第十六條 政府公益上必要アリト認ムルトキハ自動車製造會社ニ對シ自動車若ハ自動車部分品ノ販賣價格若ハ販賣條件ノ變更ヲ命ジ又ハ自動車若ハ自動車部分品ノ需給要給ヲ調節スル爲必要ナル事項ヲ命ズルコトヲ得

政府公益上必要アリト認ムルトキハ自動車製造會社ニ對シ其ノ設備ノ擴張又ハ改良ヲ命ズルコトヲ得

第十七條 政府軍事上必要アリト認ムルトキハ自動車製造會社ニ對シ軍用自動車又ハ其ノ部分品ノ製造、自動車ニ關スル特殊事項ノ研究又ハ特殊設備ノ施設其ノ他軍事上必要ナル事項ヲ命ズルコトヲ得

第十八條 政府第三條ノ許可、第十一條ノ制限又ハ第十六條ノ命令ヲ爲サントスルトキハ自動車製造事業委員會ノ議ヲ經ベシ

自動車製造事業委員會ニ關スル規程ハ勅令ヲ以テ之ヲ定ム

第十九條 自動車製造會社本法若ハ本法ニ基キテ發スル命令又ハ之ニ基キテ爲ス處分ニ違反シ又ハ公益ヲ害スル行爲ヲ爲シタルトキハ政府ハ其ノ業務ヲ停止シ若ハ制限シ、第三條ノ許可ヲ取消シ又ハ取締

第二十二條 自動車製造會社左ノ各號ノ一ニ該當スルトキハ其ノ取締

役又ハ其ノ職務ヲ行フ監査役ヲ千圓以下ノ罰金ニ處ス

一 第十三條第一項ノ規定ニ違反シ認可ヲ受ケザル事業計畫ヲ實施

シタルトキ

二 第十三條第二項ノ命令ニ違反シ事業計畫ヲ變更セズシテ之ヲ實

施シタルトキ

三 第十四條第一項ノ規定ニ依リ許可ヲ受クベキ事項ヲ許可ヲ受ケ

ズシテ爲シタルトキ

四 第十五條第二項ノ命令又ハ處分ニ違反シタルトキ

第二十三條 左ノ各號ノ一ニ該當スル者ハ五百圓以下ノ罰金ニ處ス

一 第十五條第一項ノ規定ニ依ル報告ヲ爲サズ又ハ虛偽ノ報告ヲ爲

シタル者

二 第十五條第三項ノ規定ニ依ル當該官吏ノ臨檢検査ヲ拒ミ、妨ゲ
若ハ忌避シ又ハ其ノ質問ニ對シ答辯ヲ爲サズ若ハ虚偽ノ陳述ヲ爲
シタル者

第二十四條 自動車製造會社其ノ他ノ自動車ニ關スル營業者ハ其ノ代
理人、戸主、家族、雇人其ノ他ノ從業者ガ其ノ業務ニ關シ本法若ハ
本法ニ基キテ發スル命令又ハ之ニ基キテ爲ス處分ニ違反シタルトキ
ハ自己ノ指揮ニ出デザルノ故ヲ以テ其ノ處罰ヲ免ルルコトヲ得ズ

第二十五條 本法又ハ本法ニ基キテ發スル命令ニ依リ適用スベキ罰則
ハ其ノ者ガ法人ナルトキハ理事、取締役其ノ他ノ法人ノ業務ヲ執行
スル役員ニ、未成年者又ハ禁治産者ナルトキハ其ノ法定代理人ニ之

ヲ適用ス但シ營業ニ關シ成年者ト同一ノ能力ヲ有スル未成年者ニ付
テハ此ノ限ニ在ラズ

附 則

本法施行ノ期日ハ勅令ヲ以テ之ヲ定ム

本法施行ノ際現ニ自動車製造事業ヲ營ム者又ハ其ノ事業ヲ承繼シタル
者ハ本法施行ノ日ヨリ三月ヲ限り第三條ノ規定ニ拘ラズ其ノ事業ヲ營
ムコトヲ得

前項ニ掲グル者前項ノ期間内ニ第三條ノ許可ヲ申請シタル場合ニ於テ
其ノ申請ニ對スル許可又ハ不許可ノ處分ノ日迄亦前項ニ同ジ

昭和十年八月九日以前ニ於テ自動車製造事業ヲ開始シタル者又ハ其ノ
事業ヲ承繼シタル者ニシテ本法施行ノ際現ニ其ノ事業ヲ營ムモノハ前

二項ノ期間經過後ト雖モ第三條ノ規定ニ拘ラズ命令ノ定ムル所ニ依リ昭和十年八月九日以前ニ於テ營メル事業ノ範圍内ニ於テ其ノ事業ヲ營ムコトヲ得

第十五條第一項第三項及第二十三條乃至第二十五條ノ規定ハ前項ノ規定ニ依リ自動車製造事業ヲ營ム者ニ之ヲ準用ス

本法施行ノ日ヨリ一月以内ニ第三條ノ許可ヲ申請シタル者自動車製造事業ノ爲必要ナル器具、機械又ハ材料ヲ政府ノ認可ヲ受ケ輸入スルトキハ本法施行ノ日ヨリ三月間命令ノ定ムル所ニ依リ輸入税ヲ免除ス前項ノ規定ニ依リ輸入税ノ免除ヲ受ケタル者第三條ノ許可ヲ受クルニ至ラザルトキハ其ノ輸入税ヲ追徴ス

第六項ノ規定ニ依リ輸入税ノ免除ヲ爲ス場合ニ於テハ輸入ノ際税金ニ

相當スル擔保ヲ提供セシムルコトヲ得

商
工
省

商
工
省

自動自動車製造事業法案理由書

自動車製造事業ハ國防上必須ノ緊要事業
タルト同時ニ各種工業ノ基礎ト爲ルベキ
重要事業ナルモ本邦ニ於テハ未ダ之ガ本
格的確立ヲ見ルニ至ラザルノ狀況ニ在リ
依テ國防ノ整備及産業ノ發達ヲ期スル爲
速ニ本邦ニ於ケル自動車製造事業ノ確立
ヲ圖ルノ要アリ例テ自動車製造事業法ヲ
制定シ自動車製造事業ノ保護助成及指導
監督ニ必要ナル事項ヲ規定セントス是レ

本案ヲ提出スル所以ナリ

商
二
省

(大塚納)

參照

朕帝國議會ノ協賛ヲ經タル石油業法ヲ裁可シ茲ニ之ヲ公布セシム

御名 御璽

昭和九年三月二十七日

内閣總理大臣 子爵 齋藤 實

商工 大臣 松本 丞治

法律第二十六號

石油業法

第一條 石油精製業又ハ石油輸入業ヲ營マントスル者ハ政府ノ許可ヲ受クベシ
前項ノ石油精製業及石油輸入業ノ範圍竝ニ許可ニ關シ必要ナル事項ハ勅令ヲ以テ之ヲ定ム

第二條 石油精製業者又ハ石油輸入業者ハ

命令ノ定ムル所ニ依リ事業計畫ヲ定メ政府ノ認可ヲ受クベシ之ヲ變更セントスルトキ亦同ジ

第三條 石油精製業者又ハ石油輸入業者其ノ事業ノ全部又ハ一部ヲ讓渡シ、廢止シ又ハ休止セントスルトキハ命令ノ定ムル所ニ依リ政府ノ許可ヲ受クベシ石油精製業又ハ石油輸入業ヲ營ム會社合併ヲ爲シ又ハ解散セントスルトキ亦同ジ

第四條 石油ノ輸入ハ石油精製業者ガ其ノ精製ニ必要ナル石油ヲ輸入スル場合ヲ除クノ外石油輸入業者ニ非ザレバ之ヲ爲スコトヲ得ズ但シ勅令ニ別段ノ規定アルトキハ此ノ限ニ在ラズ

第五條 石油精製業者又ハ石油輸入業者ハ勅令ノ定ムル所ニ依リ其ノ者ノ輸入數量ヲ標準トシテ算定シタル數量ノ石油ヲ常時保有スベシ

第六條 石油精製業者又ハ石油輸入業者ハ

昭和拾壹年四月廿四日 法律



其ノ所有スル石油ヲ政府ガ命令ノ定ムル所ニ依リ時價ヲ標準トシテ購入セントスルトキハ之ヲ拒ムコトヲ得ズ

第七條 政府ハ公益上必要アリト認ムルトキハ石油精製業者又ハ石油輸入業者ニ對シ石油ノ販賣價格ノ變更、石油供給量ノ確保其ノ他石油ノ需給ヲ調節スル爲必要ナル事項ヲ命ズルコトヲ得

政府ハ公益上必要アリト認ムルトキハ石油精製業者又ハ石油輸入業者ニ對シ其ノ設備ノ擴張又ハ改良ヲ命ズルコトヲ得

第八條 政府第一條ノ許可又ハ前條ノ命令ヲ爲サントスルトキハ勅令ニ別段ノ規定アル場合ヲ除クノ外石油業委員會ノ議ヲ經ベシ

石油業委員會ノ組織ハ勅令ヲ以テ之ヲ定ム

第九條 石油精製業者又ハ石油輸入業者本法若ハ本法ニ基キテ發スル命令ニ違反シ又ハ政府ノ命ジタル事項ヲ執行セザルトキハ政府ハ第一條ノ許可ヲ取消シ又ハ法人ノ役員ノ解任ヲ爲スコトヲ得

第十條 行政官廳ハ石油精製業者又ハ石油輸入業者ニ對シ其ノ業務ノ狀況ニ關シ報

告ヲ爲サシメ其ノ他監督上必要ナル命令ヲ發シ又ハ處分ヲ爲スコトヲ得

行政官廳監督上必要アリト認ムルトキハ當該官吏ヲシテ石油精製業者又ハ石油輸入業者ノ事務所、營業所、工場、貯油所其ノ他ノ場所ニ臨檢シ業務ノ狀況又ハ帳簿書類其ノ他ノ物件ヲ検査セシムルコトヲ得此ノ場合ニ於テハ其ノ身分ヲ示ス證票ヲ携帯セシムベシ

第十一條 政府ノ許可ヲ受ケズシテ石油精製業者又ハ石油輸入業者ヲ營ミタル者ハ五千圓以下ノ罰金ニ處ス

第十二條 第四條ノ規定ニ違反シタル者ハ三千圓以下ノ罰金ニ處ス

第十三條 石油精製業者又ハ石油輸入業者左ノ各號ノ一ニ該當スルトキハ三千圓以下ノ罰金ニ處ス

- 一 第五條ノ規定ニ違反シタルトキ
- 二 第七條ノ命令ニ違反シタルトキ

第十四條 石油精製業者又ハ石油輸入業者第二條又ハ第三條ノ規定ニ違反シタルトキハ千圓以下ノ罰金ニ處ス

昭和拾壹年四月廿四日作

シ營業ニ關シ成年者ト同一ノ能力ヲ有スル未成年者ニ付テハ此ノ限ニ在ラズ

附則

本法施行ノ期日ハ勅令ヲ以テ之ヲ定ム

本法施行ノ際現ニ石油精製業ヲ營ム者又ハ石油輸入業ヲ營ム者ハ命令ノ定ムル所ニ依リ本法施行ノ日ヨリ之ヲ本法ニ依リ許可ヲ受ケタル者ト看做ス

本法施行ノ際輸入ノ爲輸送ノ途ニ在ル石油又ハ本法施行前注文ヲ發シタル石油ヲ輸入セントスル場合ニ於テ命令ノ定ムル所ニ依リ之ヲ政府ニ届出デタルトキハ第四條ノ規定ニ拘ラズ輸入ヲ爲スコトヲ得

第五條ノ規定ハ本法施行後六月間之ヲ適用セズ

第十五條 左ノ各號ノ一ニ該當スル者ハ五百圓以下ノ罰金ニ處ス

一 第十條第一項ノ規定ニ依ル報告ヲ爲サズ若ハ虛偽ノ報告ヲ爲シ又ハ監督上必要ナル命令若ハ處分ニ違反シタル者

二 第十條第二項ノ規定ニ依ル當該官吏ノ臨檢検査ヲ拒ミ、妨ガ若ハ忌避シ又ハ其ノ質問ニ對シ答辯ヲ爲サズ若ハ虛偽ノ陳述ヲ爲シタル者

第十六條 石油精製業者又ハ石油輸入業者ハ其ノ代理人、戸主、家族、雇人其ノ他ノ從業者ニシテ其ノ業務ニ關シ本法又ハ本法ニ基キテ發スル命令ニ違反シタルトキハ自己ノ指揮ニ出デザルノ故ヲ以テ其ノ處罰ヲ免ルルコトヲ得ズ

第十七條 本法又ハ本法ニ基キテ發スル命令ニ依リ石油精製業者又ハ石油輸入業者ニ適用スベキ罰則ハ其ノ者ガ法人ナルトキハ理事、取締役其ノ他ノ法人ノ業務ヲ執行スル役員ニ、未成年者又ハ禁治産者ナルトキハ其ノ法定代理人ニ之ヲ適用ス但

參照

昭和拾壹年四月廿四日作成



工場抵當法 明治三十八年三月十三日
法律第五十四號

朕帝國議會ノ協贊ヲ經テ工場抵當法ヲ裁可シ茲ニ之ヲ公布セシム(臨時、皇國憲法)

工場抵當法

第一條 本法ニ於テ工場ト稱スルハ營業ノ爲メ物品ノ製造若ハ加工又ハ印刷若ハ撮影ノ目的ニ使用スル場所ヲ謂フ

營業ノ爲メ電氣又ハ瓦斯ノ供給ノ目的ニ使用スル場所ハ之ヲ工場ト看做ス

第二條 工場ノ所有者カ工場ニ屬スル土地ノ上ニ設定シタル抵當權ハ建物ヲ除ク外其ノ土地ニ附加シテ之ト一體ヲ成シタル物及其ノ土地ニ備附シタル機械、器具其ノ他工場ノ用ニ供スル物ニ及ブ但シ設定行爲ニ別段ノ定アルトキ及民法第四百二十四條ノ規定ニ依リ債權者カ債務者ノ行爲ヲ取消スコトヲ得ル場合ハ此ノ限ニ在ラス

前項ノ規定ハ工場ノ所有者カ工場ニ屬スル建物ノ上ニ設定シタル抵當權ニ之ヲ準用ス

第三條 工場ノ所有者カ工場ニ屬スル土地又ハ建物ニ付抵當權設定ノ登記ヲ申請スル場合ニ於テ其ノ土地又ハ建物ニ備附シタル機械、器具其ノ他工場ノ用ニ供スル物ニシテ前條ノ規定ニ依リ抵當權ノ目的タルモノノ目錄ヲ提出スヘシ

第二十二條第二項、第三十五條及第三十八條乃至第四十二條ノ規定ハ前項ノ目錄ニ之ヲ準用ス

第四條 第二條第一項但書ニ掲ケタル別段ノ定アルトキハ抵當權設定ノ登記ノ申請書ニ之ヲ記載スヘシ

第五條 抵當權ハ第二條ノ規定ニ依リテ其ノ目的タル物カ第三取得者ニ引渡サレタル後ト雖其ノ物ニ付テ行フコトヲ得

前項ノ規定ハ民法第九十二條乃至第九十四條ノ適用ヲ妨ケス

第六條 工場ノ所有者カ抵當權者ノ同意ヲ得テ土地又ハ建物ニ附加シテ之ト一體ヲ成シ

タル物ヲ土地又ハ建物ト分離シタルトキハ抵當權ハ其ノ物ニ付消滅ス

工場ノ所有者カ抵當權者ノ同意ヲ得テ土地又ハ建物ニ備附シタル機械、器具其ノ他ノ物ノ備附ヲ止メタルトキハ抵當權ハ其ノ物ニ付消滅ス

工場ノ所有者カ抵當權者ノ爲メ差押、假差押又ハ假處分アル前ニ於テ正當ナル事由ニ因リ前二項ノ同意ヲ求メタルトキハ抵當權者ハ其ノ同意ヲ拒ムコトヲ得ス

第七條 抵當權ノ目的タル土地又ハ建物ノ差押、假差押又ハ假處分ハ第二條ノ規定ニ依リテ抵當權ノ目的タル物ニ及ブ

第二條ノ規定ニ依リテ抵當權ノ目的タル物ハ土地又ハ建物ト共ニスルニ非サレハ差押、假差押又ハ假處分ノ目的ト爲スコトヲ得ス

第八條 工場ノ所有者ハ抵當權ノ目的ト爲ス爲メ一箇又ハ數箇ノ工場ニ付工場財團ヲ設ケルコトヲ得數箇ノ工場カ各別ノ所有者ニ屬スルトキ亦同シ

工場財團ニ屬スルモノハ同時に他ノ財團ニ屬スルコトヲ得ス

工場財團ハ抵當權ノ消滅ニ因リテ消滅ス

第九條 工場財團ノ設定ハ工場財團登記簿ニ所有權保存ノ登記ヲ爲スニ依リテ之ヲ爲ス

第十條 工場財團ノ所有權保存ノ登記ハ其ノ登記後二箇月内ニ抵當權設定ノ登記ヲ受ケサルトキハ其ノ效力ヲ失フ

第十一條 工場財團ハ左ニ掲ケルモノノ全部又ハ一部ヲ以テ之ヲ組成スルコトヲ得

一 工場ニ屬スル土地及工作物

二 機械、器具、電柱、電線、配管、管、軌條其ノ他ノ附屬物

三 地上権

四 貸付人ノ承諾アルトキハ物ノ賃借權

五 工業所有權

第三十五條 所有權保存ノ登記アリタルトキハ工場財團目録ハ之ヲ登記簿ノ一部ト看做シ其ノ記載ハ之ヲ登記ト看做ス

第三十六條 工場財團ノ抵當權設定ノ登記ノ申請ハ不動産登記法第四十九條ニ掲ケタル場合ノ外第十條ノ期間ヲ經過シタル場合ニ於テ之ヲ却下スヘシ

第三十七條 登記官吏カ抵當權設定ノ登記ヲ爲シタルトキハ第三十一條ノ規定ニ依リ效力ヲ失ヒタル登記ヲ抹消スヘシ

第二十三條第二項及第三項ノ規定ハ前項ノ場合ニ之ヲ準用ス但シ登記簿原本ノ送付ヲ要セス

第三十八條 工場財團目録ニ掲ケタル事項ニ變更ヲ生シタルトキハ所有者ハ遲滞ナク工場財團目録ノ記載ノ變更ノ登記ヲ申請スヘシ

前項ノ登記ノ申請書ニハ抵當權者ノ同意書又ハ之ニ代ルヘキ裁判ノ原本ヲ添付スヘシ

第三十九條 工場財團ニ屬スルモノニ變更ヲ生シ又ハ新ニ他ノモノヲ財團ニ屬セシメタルニ因リ變更ノ登記ヲ申請スルトキハ變更シタルモノ又ハ新ニ屬シタルモノノ表示ヲ掲ケタル目録ヲ提出スヘシ

前項ノ規定ニ依リ提出シタル目録ハ工場財團目録ニ編綴シ登記官吏其ノ綴目ニ契印スヘシ

第四十條 工場財團ニ屬スルモノニ變更ヲ生シタルニ因リ變更ノ登記ノ申請アリタルトキハ前ノ目録中其ノモノノ表示ノ側ニ其ノモノニ變更ヲ生シタル旨、申請書受付ノ年月日及受付番號ヲ記載スヘシ

第四十一條 新ニ他ノモノヲ財團ニ屬セシメタルニ因リ變更ノ登記ノ申請アリタルトキハ前ノ目録ノ末尾ニ新ニ他ノモノヲ財團ニ屬セシメタル旨、申請書受付ノ年月日及受付番號ヲ記載スヘシ

第四十二條 工場財團ニ屬シタルモノカ滅失シ又ハ財團ニ屬セザルニ至リタルニ因リ變更ノ登記ノ申請アリタルトキハ目録中其ノ登記ノ目的タルモノノ表示ノ側ニ其ノモノカ滅失シ又ハ財團ニ屬セザルニ至リタル旨、申請書受付ノ年月日及受付番號ヲ記載シ其ノモノノ表示ヲ抹消スヘシ

第四十三條 第二十三條乃至第三十四條及第三十七條ノ規定ハ新ニ他ノモノヲ財團ニ屬セシメタルニ因リ變更ノ登記ノ申請アリタル場合ニ之ヲ準用ス

第四十四條 工場財團ニ屬シタルモノニシテ登記アルモノカ滅失シ又ハ財團ニ屬セザルニ至リタルニ因リ變更ノ登記ノ申請アリタルトキハ其ノモノノ登記用紙中相當區事項欄ニ其ノ旨ヲ記載シ第二十三條及第三十四條ノ記載ヲ抹消スヘシ

前項ニ掲ケタルモノカ他ノ登記所ノ管轄ニ屬スルトキハ其ノモノカ滅失シ又ハ財團ニ屬セザルニ至リタル旨ヲ遲滞ナク管轄登記所ニ通知スヘシ

前項ノ通知ヲ受ケタル登記所ハ第一項ノ手續ヲ爲スヘシ

前三項ノ規定ハ工場財團ニ屬シタル工業所有權カ消滅シ又ハ財團ニ屬セザルニ至リタル場合ニ之ヲ準用ス但シ通知ハ之ヲ特許局ニ爲スヘシ

第四十五條 工場財團ノ差押、假差押又ハ假處分ハ工場所在地ノ區裁判所ノ管轄トス

民事訴訟法第二十六條ノ規定ハ工場カ數箇ノ區裁判所ノ管轄地ニ跨カリ又ハ工場財團ヲ組成スル數箇ノ工場カ數箇ノ區裁判所ノ管轄地内ニ在ル場合ニ之ヲ準用ス

第四十六條 裁判所ハ抵當權者ノ申立ニ因リ工場財團ヲ簡箇ノモノトシテ競賣又ハ入札ニ付スヘキ旨ヲ命スルコトヲ得

第四十七條 民事訴訟法第七百條又ハ競賣法

第三十三條ノ規定ニ依リ登記ノ囑託ヲ爲スヘキ場合ニ於テ工場財團ノ抵當權カ競賣ニ因リ消滅シタルトキハ裁判所ハ同時ニ工場財團ニ屬シタル土地、建物、船舶又ハ工業所有權ニ付第二十三條及第三十四條ノ記載ノ抹消及競賣人ノ取得シタル權利ノ登記又ハ登錄ヲ管轄登記所又ハ特許局ニ囑託スヘシ

第四十八條 工場財團登記簿ハ所有權保存ノ登記カ其ノ效力ヲ失ヒタルトキ又ハ抵當權ノ登記カ全部抹消セラレタルトキハ其ノ用紙ヲ閉鎖スヘシ

第四十九條ノ規定ハ前項ノ場合ニ之ヲ準用ス

第四十九條 工場ノ所有者又ハ法律ニ依リ之ニ代リテ一切ノ行爲ヲ爲ス權限ヲ有スル者カ讓渡又ハ質入ノ目的ヲ以テ第二條ノ規定ニ依リ抵當權ノ目的タル物ヲ第三者ニ引渡シ又ハ引渡サシメタルトキハ十五日以上二月以下ノ「重禁罰」ニ處ス

前項ノ規定シタル行爲ト雖刑法ニ正條アルモノハ刑法ニ從フ

第五十條 工場ノ所有者カ抵當權ノ目的ト爲シタル物又ハ抵當權ノ目的ト爲シタル工場財團ニ屬スル物ヲ毀損シ又ハ毀損セシメタルトキハ刑法(第四百十七條乃至第四百二十三條)ノ例ニ照シ各一等ヲ減ス

附則

本法施行ノ期日ハ勅令ヲ以テ之ヲ定ム

(明治三十八年勅令第八十七號) (ヲ以テ同年七月一日ヨリ施行)

十	一	二	三	四	五	六	七	八	九	十
...

参照

所得税法 大正九年七月
法律第十一號

總理大臣
大臣副署

第十九條 勅令ヲ以テ指定シタル重要物産
 ノ製造業ヲ營ム者ニハ命令ノ定ムル所ニ
 依リ開業ノ年及其ノ翌年ヨリ三年間其
 ノ業務ヨリ生スル所得ニ付所得税ヲ免
 除ス



内 頁

参照

營業收益税法

大正十五年三月
法律第十九號

總理大臣
大臣副署

第八條 勅令ヲ以テ指定スル重要物産ノ製造
 業ヲ營ム者ニハ命令ノ定ムル所ニ依リ開業
 一年及其ノ翌年ヨリ三年間其ノ營業ヨリ生
 スル純益ニ付營業收益税ヲ免除ス

本館編輯(十卷全)一頁

成戸
11.118
調

參照

商法

明治三十二年三月
法律第四十八號
(國務大臣
臣別署)

中華雜誌(月刊)第一卷



第二百條 社債ノ總額ハ拂込ミタル株金額ニ超ユルコトヲ得ス
最終ノ貸借對照表ニ依リ會社ニ現存スル財産力前項ノ金額ニ滿
タサルトキハ社債ノ總額ハ其財産ノ額ニ超ユルコトヲ得ス

第二百十條 會社ノ資本ハ株金全額拂込ノ後ニ非サレハ之ヲ增加
スルコトヲ得ス

目

自動車製造事業法案

自動車製造事業法

第一條 本法ハ國防ノ整備及産業ノ發達ヲ期スル爲帝國ニ於ケル自動車製造事業ノ確立ヲ圖ルコトヲ目的トス

第二條 本法ニ於テ自動車製造事業ト稱スルハ命令ヲ以テ定ムル自動車又ハ自動車部分品ノ組立又ハ製造ヲ爲ス事業ヲ謂フ

第三條 自動車製造事業ヲ營マントスル者ハ政府ノ許可ヲ受クベシ但シ其ノ組立又ハ製造ヲ爲ス自動車又ハ自動車部分品ノ數量ガ命令ヲ以テ定ムル數量ニ達セザルモノニ付テハ此ノ限ニ在ラズ

政府ハ自動車又ハ自動車部分品ノ需要供給ヲ參酌シ自動車製造事業確立上支障ナシト認メタル場合ニ非ザレバ前項ノ許可ヲ爲スコトヲ得ズ

第四條 前條ノ許可ヲ受クルコトヲ得ベキ者ハ帝國法令ニ依リ設立シタル株式會社ニシテ其ノ株主ノ半數以上、取締役ノ半數以上、資本ノ半額以上及議決權ノ過半數ガ帝國臣民又ハ帝國法令ニ依リ設立シタル法人ニ屬スルモノニ限ル

前項ノ法人ハ其ノ社員、株主若ハ業務ヲ執行スル役員ノ半數以上又ハ資本ノ半額以上若ハ議決權ノ過半數ガ外國人又ハ外國法人ニ屬セザルモノナルコトヲ要ス

前條ノ許可ヲ受ケタル者前二項ノ規定ニ該當セザルニ至リタルトキハ許可ハ其ノ效力ヲ失フ

第五條 第三條ノ許可ヲ受ケタル會社(自動車製造會社)ハ政府ノ指定スル期間内ニ其ノ事業ヲ開始スベシ

政府ハ正當ノ事由アリト認ムル場合ニ限り前項ノ期間ノ延長ヲ許可スルコトヲ得

自動車製造會社前二項ノ期間内ニ其ノ事業ヲ開始セザルトキハ第三條ノ許可ハ其ノ效力ヲ

失フ

第六條 自動車製造會社ニハ命令ノ定ムル所ニ依リ第三條ノ許可ヲ受ケタル年及其ノ翌年ヨリ五年間其ノ事業ニ付所得稅及營業收益稅ヲ免除ス

第七條 北海道、府縣及市町村其ノ他之ニ準ズベキモノハ前條ノ規定ニ依リ所得稅及營業收益稅ヲ免除セラレタル自動車製造會社ニハ其ノ免除セラレタル事業ニ對シ又ハ其ノ免除セラレタル事業ニ屬スル資本金額、從業者、營業用ノ工作物若ハ物件、使用動力又ハ收入ヲ標準トシテ課稅スルコトヲ得ズ

第八條 自動車製造會社其ノ事業ノ爲必要ナル器具、機械又ハ材料ヲ政府ノ認可ヲ受ケ輸入スルトキハ本法施行ノ日ヨリ五年間命令ノ定ムル所ニ依リ輸入稅ヲ免除ス

第九條 自動車製造會社ハ事業擴張ノ場合ニ於テ政府ノ認可ヲ受ケ其ノ事業ニ屬スル設備ノ費用ニ充ツル爲株金全額拂込前ト雖モ其ノ資本ヲ増加スルコトヲ得

第十條 自動車製造會社ハ政府ノ認可ヲ受ケ其ノ事業ニ屬スル設備ノ費用ニ充ツル爲商法第

二百條ノ規定ニ依ル制限ヲ超エテ社債ヲ募集スルコトヲ得但シ社債ノ總額ハ拂込ミタル株

金額ノ二倍ヲ超ユルコトヲ得ズ

最終ノ貸借對照表ニ依リ會社ニ現存スル財産ガ拂込ミタル株金額ニ滿タザルトキハ前項ノ

規定ヲ適用セズ

第一項ノ規定ニ依リ募集スル社債ニ付テハ工場抵當法ニ依リ會社ノ事業ニ屬スルモノヲ抵

當ト爲スコトヲ要ス但シ特別ノ事情アル場合ニ於テ政府其ノ必要ナシト認メタルトキハ此

ノ限ニ在ラズ

第十一條 自動車又ハ自動車部分品ノ輸入ガ自動車製造事業ノ確立ヲ妨グルノ虞アルトキハ

政府ハ命令ノ定ムル所ニ依リ期間ヲ定メ自動車又ハ自動車部分品ノ輸入ヲ制限スルコトヲ

得

第十二條 自動車又ハ自動車部分品ノ輸入ニ因リ其ノ市價ノ低落ヲ來シ自動車製造事業ノ確立ヲ妨グルノ虞アルトキハ政府ハ命令ノ定ムル所ニ依リ關稅調查委員會ノ議ヲ經テ期間ヲ定メ自動車又ハ自動車部分品ニ對シ關稅定率法別表輸入稅表ニ定ムル輸入稅ノ外其ノ物品ノ價格ノ五割ニ相當スル金額以下ノ輸入稅ヲ課スルコトヲ得

第十三條 自動車製造會社ハ命令ノ定ムル所ニ依リ事業計畫ヲ定メ政府ノ認可ヲ受クベシ之ヲ變更セントスルトキ亦同ジ

政府必要アリト認ムルトキハ事業計畫ノ變更ヲ命ズルコトヲ得

第十四條 自動車製造會社其ノ事業ノ全部又ハ一部ヲ讓渡シ、廢止シ又ハ休止セントスルトキハ命令ノ定ムル所ニ依リ政府ノ許可ヲ受クベシ

自動車製造會社ノ合併又ハ解散ノ決議ハ命令ノ定ムル所ニ依リ政府ノ認可ヲ受クルニ非ザレバ其ノ效力ヲ生ゼズ

第十五條 政府ハ自動車製造會社ニ對シ業務及財産ノ狀況ニ關シ報告ヲ爲サシムルコトヲ得

政府ハ自動車製造會社ニ對シ業務及會計ニ關シ監督上必要ナル命令ヲ發シ又ハ處分ヲ爲スコトヲ得

政府監督上必要アリト認ムルトキハ當該官吏ヲシテ自動車製造會社ノ事務所、營業所、工場、倉庫其ノ他ノ場所ニ臨檢シ業務若ハ財産ノ狀況又ハ帳簿書類其ノ他ノ物件ヲ検査セシムルコトヲ得此ノ場合ニ於テハ其ノ身分ヲ示ス證票ヲ携帯セシムベシ

第十六條 政府公益上必要アリト認ムルトキハ自動車製造會社ニ對シ自動車若ハ自動車部分品ノ販賣價格若ハ販賣條件ノ變更ヲ命ジ又ハ自動車若ハ自動車部分品ノ需要供給ヲ調節スル爲必要ナル事項ヲ命ズルコトヲ得

政府公益上必要アリト認ムルトキハ自動車製造會社ニ對シ其ノ設備ノ擴張又ハ改良ヲ命ズ

ルコトヲ得

第十七條 政府軍事上必要アリト認ムルトキハ自動車製造會社ニ對シ軍用自動車又ハ其ノ部分品ノ製造、自動車ニ關スル特殊事項ノ研究又ハ特殊設備ノ施設其ノ他軍事上必要ナル事項ヲ命ズルコトヲ得

第十八條 政府第三條ノ許可、第十一條ノ制限又ハ第十六條ノ命令ヲ爲サントスルトキハ自動車製造事業委員會ノ議ヲ經ベシ

自動車製造事業委員會ニ關スル規程ハ勅令ヲ以テ之ヲ定ム

第十九條 自動車製造會社本法若ハ本法ニ基キテ發スル命令又ハ之ニ基キテ爲ス處分ニ違反シ又ハ公益ヲ害スル行爲ヲ爲シタルトキハ政府ハ其ノ業務ヲ停止シ若ハ制限シ、第三條ノ許可ヲ取消シ又ハ取締役若ハ其ノ職務ヲ行フ監査役ノ解任ヲ爲スコトヲ得

第二十條 左ノ各號ノ一ニ該當スル者ハ五千圓以下ノ罰金ニ處ス

一 第三條ノ規定ニ違反シ許可ヲ受ケズシテ自動車製造事業ヲ營ミタル者

二 第十一條ノ規定ニ依ル制限ニ違反シ自動車又ハ自動車部分品ノ輸入ヲ爲シタル者

三 附則第四項ニ掲グル者ニシテ同項ノ規定ニ依ル範圍ヲ超エテ自動車製造事業ヲ營ミタ

ルモノ

第二十一條 自動車製造會社第十六條又ハ第十七條ノ命令ニ違反シタルトキハ其ノ取締役又

ハ其ノ職務ヲ行フ監査役ヲ三千圓以下ノ罰金ニ處ス

第二十二條 自動車製造會社左ノ各號ノ一ニ該當スルトキハ其ノ取締役又ハ其ノ職務ヲ行フ

監査役ヲ千圓以下ノ罰金ニ處ス

一 第十三條第一項ノ規定ニ違反シ認可ヲ受ケザル事業計畫ヲ實施シタルトキ

二 第十三條第二項ノ命令ニ違反シ事業計畫ヲ變更セズシテ之ヲ實施シタルトキ

三 第十四條第一項ノ規定ニ依リ許可ヲ受クベキ事項ヲ許可ヲ受ケズシテ爲シタルトキ

四 第十五條第二項ノ命令又ハ處分ニ違反シタルトキ

第二十三條 左ノ各號ノ一ニ該當スル者ハ五百圓以下ノ罰金ニ處ス

一 第十五條第一項ノ規定ニ依ル報告ヲ爲サズ又ハ虚偽ノ報告ヲ爲シタル者

二 第十五條第三項ノ規定ニ依ル當該官吏ノ臨檢検査ヲ拒ミ、妨ゲ若ハ忌避シ又ハ其ノ質問ニ對シ答辯ヲ爲サズ若ハ虚偽ノ陳述ヲ爲シタル者

第二十四條 自動車製造會社其ノ他ノ自動車ニ關スル營業者ハ其ノ代理人、戸主、家族、雇人其ノ他ノ從業者ガ其ノ業務ニ關シ本法若ハ本法ニ基キテ發スル命令又ハ之ニ基キテ爲ス處分ニ違反シタルトキハ自己ノ指揮ニ出デザルノ故ヲ以テ其ノ處罰ヲ免ルルコトヲ得ズ

第二十五條 本法又ハ本法ニ基キテ發スル命令ニ依リ適用スベキ罰則ハ其ノ者ガ法人ナルトキハ理事、取締役其ノ他ノ法人ノ業務ヲ執行スル役員ニ、未成年者又ハ禁治産者ナルトキハ其ノ法定代理人ニ之ヲ適用ス但シ營業ニ關シ成年者ト同一ノ能力ヲ有スル未成年者ニ付

テハ此ノ限ニ在ラズ

一〇

附則

本法施行ノ期日ハ勅令ヲ以テ之ヲ定ム

本法施行ノ際現ニ自動車製造事業ヲ營ム者又ハ其ノ事業ヲ承繼シタル者ハ本法施行ノ日ヨリ三月ヲ限り第三條ノ規定ニ拘ラズ其ノ事業ヲ營ムコトヲ得

前項ニ掲グル者前項ノ期間内ニ第三條ノ許可ヲ申請シタル場合ニ於テ其ノ申請ニ對スル許可又ハ不許可ノ處分ノ日迄亦前項ニ同ジ

昭和十年八月九日以前ニ於テ自動車製造事業ヲ開始シタル者又ハ其ノ事業ヲ承繼シタル者ニシテ本法施行ノ際現ニ其ノ事業ヲ營ムモノハ前二項ノ期間經過後ト雖モ第三條ノ規定ニ拘ラズ命令ノ定ムル所ニ依リ昭和十年八月九日以前ニ於テ營メル事業ノ範圍内ニ於テ其ノ事業ヲ營ムコトヲ得

第十五條第一項第三項及第二十三條乃至第二十五條ノ規定ハ前項ノ規定ニ依リ自動車製造事業ヲ營ム者ニ之ヲ準用ス

本法施行ノ日ヨリ一月以内ニ第三條ノ許可ヲ申請シタル者自動車製造事業ノ爲必要ナル器具、機械又ハ材料ヲ政府ノ認可ヲ受ケ輸入スルトキハ本法施行ノ日ヨリ三月間命令ノ定ムル所ニ依リ輸入税ヲ免除ス

前項ノ規定ニ依リ輸入税ノ免除ヲ受ケタル者第三條ノ許可ヲ受クルニ至ラザルトキハ其ノ輸入税ヲ追徴ス

第六項ノ規定ニ依リ輸入税ノ免除ヲ爲ス場合ニ於テハ輸入ノ際税金ニ相當スル擔保ヲ提供セシムルコトヲ得

自動車製造事業法案理由書

自動車製造事業ハ國防上必須ノ緊要事業タルト同時ニ各種工業ノ基礎ト爲ルベキ重要事業ナルモ本邦ニ於テハ未ダ之ガ本格的確立ヲ見ルニ至ラザルノ狀況ニ在リ依テ國防ノ整備及産業ノ發達ヲ期スル爲速ニ本邦ニ於ケル自動車製造事業ノ確立ヲ圖ルノ要アリ仍テ自動車製造事業法ヲ制定シ自動車製造事業ノ保護助成及指導監督ニ必要ナル事項ヲ規定セントス是レ本案ヲ提出スル所以ナリ



高甲二七

昭和十一年七月六日

内閣書記官長



内閣書記官



昭和十一年七月十日

内閣總理大臣 **齋藤**

法制局長官



外務大臣

齋藤

陸軍大臣

西園寺

文部大臣

高橋

逓信大臣

高橋

主務省

閣議ニ提出相成

依排明七日
御取計
法制局

農林大臣

高橋

鐵道大臣

高橋

商工大臣

高橋

拓務大臣

高橋

別紙入藏陸軍商工三大臣請議自勤

車製造事業法施行期日ノ件

ヲ審査スルニ右ハ相當ノ儀ト思考ス依テ請議ノ

法制局

濟

高甲二七

昭和十一年七月六日

内閣書記官長

齋藤

内閣書記官 川島

和

昭和十一年七月六日

内閣總理大臣 齋藤

法制局長官

齋藤

外務大臣

齋藤

陸軍大臣

齋藤

文部大臣

齋藤

逓信大臣

齋藤

内務大臣

齋藤

海軍大臣

齋藤

農林大臣

齋藤

鐵道大臣

齋藤

大藏大臣

齋藤

司法大臣

齋藤

商工大臣

齋藤

拓務大臣

齋藤

別紙入藏陸軍商工三大臣請議自動

車製造事業法施行期日ノ件

ヲ審査スルニ右ハ相當ノ儀ト思考ス依テ請議ノ

法務司

通閣議決定セラレ可然ト認ム

勅令案

朕自動車製造事業法施行期日ノ件
ヲ裁可シ茲ニ之ヲ公布セシム

御名 御璽

昭和十一年七月九日

内閣總理大臣

内務大臣

大藏大臣

陸軍大臣

海軍大臣
商工大臣

呈案附箋一通

勅令第二六号 七月六日



榊島

閣商第二一號

自動車製造事業法、施行期日ヲ定ム
ル爲勅令制定、必要有之別紙勅令案
及理由書ヲ具シ此段閣議ヲ請フ

昭和十一年七月四日

商工大臣小川郷太郎



陸軍大臣齋藤内壽一

大藏大臣馬場銚一



内閣總理大臣齋藤實

商甲二七

勅令第百九十九號

自動車製造事業法ハ昭和十一年七月十一日ヨリ
之ヲ施行ス

自動車製造事業法

理由書

自動車製造事業法施行、爲同法附則
第一項ノ規定ニ基キ之ガ期日ヲ定ムル
必要アルコ由ル

参照

朕帝國議會ノ協賛ヲ經タル自動車製造事業法ヲ裁可シ茲ニ之ヲ公布セシム

御名 御璽

昭和十一年五月二十八日

- 内閣總理大臣 廣田 弘毅
- 海軍大臣 永野 修身
- 陸軍大臣 伯爵 寺内 壽一
- 大藏大臣 馬場 鐵一
- 内務大臣 湖 惠之輔
- 商工大臣 小川 郷太郎

法律第三十三號

自動車製造事業法

第一條 本法ハ國防ノ整備及産業ノ發達ヲ期スル爲帝國ニ於ケル自動車製造事業ノ確立ヲ圖ルコトヲ目的トス

第二條 本法ニ於テ自動車製造事業ト稱スルハ命令ヲ以テ定ムル自動車又ハ自動車部分品ノ組立又ハ製造ヲ爲ス事業ヲ謂フ

昭和十一年五月六日 作成

第三條 自動車製造事業ヲ管マントスル者
 ハ政府ノ許可ヲ受クベシ但シ其ノ組立又
 ハ製造ヲ爲ス自動車又ハ自動車部分品ノ
 數量ヲ命令ヲ以テ定ムル數量ニ達セザル
 モノニ付テハ此ノ限ニ在ラズ
 政府ハ自動車又ハ自動車部分品ノ需要供
 給ヲ參照シ自動車製造事業確立上支障ナ
 シト認メタル場合ニ非ザレバ前項ノ許可
 ヲ爲スコトヲ得ズ

第四條 前條ノ許可ヲ受クルコトヲ得ベキ者ハ帝國法令ニ依リ設立タル株式會社ニシテ其ノ株主ノ半數以上、取締役ノ半數以上、資本ノ半額以上及議決權ノ過半數ヲ帝國臣民又ハ帝國法令ニ依リ設立シタル法人ニ屬スルモノニ限ル

第五條 第三條ノ許可ヲ受ケタル會社(自動車製造會社)ハ政府ノ指定スル期間内ニ其ノ事業ヲ開始スベシ

第六條 自動車製造會社ニハ命令ノ定ムル所ニ依リ第三條ノ許可ヲ受ケタル年及其ノ翌年ヨリ五年間其ノ事業ニ付所得稅及營業收益稅ヲ免除ス

第七條 北海道、府縣及市町村其ノ他之ニ準ズベキモノハ前條ノ規定ニ依リ所得稅及營業收益稅ヲ免除セラレタル自動車製造會社ニハ其ノ免除セラレタル事業ニ對シ又ハ其ノ免除セラレタル事業ニ屬スル資本金額、從業者、營業用ノ工作物若ハ物件、使用動力又ハ收入ヲ標準トシテ課稅スルコトヲ得ズ

第八條 自動車製造會社其ノ事業ノ爲必要ナル器具、機械又ハ材料ヲ政府ノ認可ヲ受ケ輸入スルトキハ本法施行ノ日ヨリ五年間命令ノ定ムル所ニ依リ輸入稅ヲ免除ス

第九條 自動車製造會社ハ事業擴張ノ場合ニ於テ政府ノ認可ヲ受ケ其ノ事業ニ屬スル設備ノ費用ニ充ツル爲株金全額拂込前ト雖モ其ノ資本ヲ増加スルコトヲ得

第十條 自動車製造會社ハ政府ノ認可ヲ受ケ其ノ事業ニ屬スル設備ノ費用ニ充ツル爲商法第二百條ノ規定ニ依リ制限ヲ超エテ社債ヲ募集スルコトヲ得但シ社債ノ總額ハ拂込ミタル株金額ノ二倍ヲ超ユルコトヲ得ズ

第十一條 自動車又ハ自動車部分品ノ輸入ガ自動車製造事業ノ確立ヲ妨グルノ虞アルトキハ政府ハ命令ノ定ムル所ニ依リ期間ヲ定メ自動車又ハ自動車部分品ノ輸入ヲ制限スルコトヲ得

第十二條 自動車又ハ自動車部分品ノ輸入ニ因リ其ノ市價ノ低落ヲ來シ自動車製造事業ノ確立ヲ妨グルノ虞アルトキハ政府ハ命令ノ定ムル所ニ依リ關稅調査委員會ノ議ヲ經テ期間ヲ定メ自動車又ハ自動車部分品ニ對シ關稅定率別表輸入稅率ニ定ムル輸入稅ノ外其ノ物品ノ價格ノ五割

ニ相當スル金額以下ノ輸入稅ヲ課スルコトヲ得

第十三條 自動車製造會社ハ命令ノ定ムル所ニ依リ事業計畫ヲ定メ政府ノ認可ヲ受クベシ之ヲ變更セントスルトキ亦同ジ

第十四條 自動車製造會社其ノ事業ノ全部又ハ一部ヲ讓渡シ、廢止シ又ハ休止セントスルトキハ命令ノ定ムル所ニ依リ政府ノ許可ヲ受クベシ

第十五條 政府ハ自動車製造會社ニ對シ業務及財産ノ狀況ニ關シ報告ヲ爲サシムルコトヲ得

第十六條 政府公益上必要アリト認ムルトキハ自動車製造會社ニ對シ其ノ設備ノ擴張又ハ改良ヲ命ズルコトヲ得

第十七條 政府軍事上必要アリト認ムルトキハ自動車製造會社ニ對シ軍用自動車又ハ其ノ部分品ノ製造、自動車ニ關スル特殊事項ノ研究又ハ特殊設備ノ施設其ノ他軍事上必要ナル事項ヲ命ズルコトヲ得

第十八條 政府第三條ノ許可、第十一條ノ制限又ハ第十六條ノ命令ヲ爲サントスルトキハ自動車製造事業委員會ノ議ヲ經ベシ

第十九條 自動車製造會社本法若ハ本法ニ基キテ發スル命令又ハ之ニ基キテ爲ス處分ニ違反シ又ハ公益ヲ害スル行爲ヲ爲シタルトキハ政府ハ其ノ業務ヲ停止シ若ハ制限シ、第三條ノ許可ヲ取消シ又ハ取締役若ハ其ノ職務ヲ行フ監査役ノ解任ヲ爲スコトヲ得

第二十條 左ノ各號ノ一ニ該當スル者ハ五千圓以下ノ罰金ニ處ス

一 第三條ノ規定ニ違反シ許可ヲ受ケズシテ自動車製造事業ヲ營ミタル者

二 第十一條ノ規定ニ依リ制限ニ違反シ自動車又ハ自動車部分品ノ輸入ヲ爲シタル者

三 附則第四項ニ掲グル者ニシテ同項ノ規定ニ依リ範圍ヲ超エテ自動車製造事業ヲ營ミタルモノ

第二十一條 自動車製造會社第十六條又ハ第十七條ノ命令ニ違反シタルトキハ其ノ取締役又ハ其ノ職務ヲ行フ監査役ヲ三千圓以下ノ罰金ニ處ス

第二十二條 自動車製造會社左ノ各號ノ一ニ該當スルトキハ其ノ取締役又ハ其ノ職務ヲ行フ監査役ヲ千圓以下ノ罰金ニ處ス

一 第三條ノ規定ニ違反シ許可ヲ受ケズシテ自動車製造事業ヲ營ミタル者

二 第十一條ノ規定ニ依リ制限ニ違反シ自動車又ハ自動車部分品ノ輸入ヲ爲シタル者

三 附則第四項ニ掲グル者ニシテ同項ノ規定ニ依リ範圍ヲ超エテ自動車製造事業ヲ營ミタルモノ

第二十一條 自動車製造會社第十六條又ハ第十七條ノ命令ニ違反シタルトキハ其ノ取締役又ハ其ノ職務ヲ行フ監査役ヲ三千圓以下ノ罰金ニ處ス

第二十二條 自動車製造會社左ノ各號ノ一ニ該當スルトキハ其ノ取締役又ハ其ノ職務ヲ行フ監査役ヲ千圓以下ノ罰金ニ處ス

一 第三條ノ規定ニ違反シ許可ヲ受ケズシテ自動車製造事業ヲ營ミタル者

二 第十一條ノ規定ニ依リ制限ニ違反シ自動車又ハ自動車部分品ノ輸入ヲ爲シタル者

三 附則第四項ニ掲グル者ニシテ同項ノ規定ニ依リ範圍ヲ超エテ自動車製造事業ヲ營ミタルモノ

第二十一條 自動車製造會社第十六條又ハ第十七條ノ命令ニ違反シタルトキハ其ノ取締役又ハ其ノ職務ヲ行フ監査役ヲ三千圓以下ノ罰金ニ處ス

一 第十三條第一項ノ規定ニ違反シ認可ヲ受ケザル事業計畫ヲ實施シタルトキ

二 第十三條第二項ノ命令ニ違反シ事業計畫ヲ變更セズシテ之ヲ實施シタルトキ

三 第十四條第一項ノ規定ニ依リ許可ヲ受ケベキ事項ヲ許可ヲ受ケズシテ爲シタルトキ

四 第十五條第二項ノ命令又ハ處分ニ違反シタルトキ

第二十三條 左ノ各號ノ一ニ該當スル者ハ五百圓以下ノ罰金ニ處ス

一 第十五條第一項ノ規定ニ依ル報告ヲ爲サズ又ハ虛偽ノ報告ヲ爲シタル者

二 第十五條第三項ノ規定ニ依ル當該官吏ノ臨檢検査ヲ拒ミ、妨ゲ若ハ忌避シ又ハ其ノ質問ニ對シ答辯ヲ爲サズ若ハ虛偽ノ陳述ヲ爲シタル者

第二十四條 自動車製造會社其ノ他ノ自動車ニ關スル營業者ハ其ノ代理人、戶主、家族、雇人其ノ他ノ從業者ガ其ノ業務ニ關シ本法若ハ本法ニ基キテ發スル命令又ハ之ニ基キテ爲ス處分ニ違反シタルトキハ自己ノ指揮ニ出デザルノ故ヲ以テ其ノ處罰ヲ免ルルコトヲ得ズ

第二十五條 本法又ハ本法ニ基キテ發スル命令ニ依リ適用スベキ罰則ハ其ノ者ガ法人ナルトキハ理事、取締役其ノ他ノ法人ノ業務ヲ執行スル役員ニ、未成年者又ハ禁治産者ナルトキハ其ノ法定代理人ニ之ヲ適用ス但シ營業ニ關シ成年者ト同一ノ能力ヲ有スル未成年者ニ付テハ此ノ限ニ在ラズ

附則
 本法施行ノ期日ハ勅令ヲ以テ之ヲ定ム

本法施行ノ際現ニ自動車製造事業ヲ營ム者又ハ其ノ事業ヲ承繼シタル者ハ本法施行ノ日ヨリ三月ヲ限リ第三條ノ規定ニ拘ラズ其ノ事業ヲ營ムコトヲ得

前項ニ掲グル者前項ノ期間内ニ第三條ノ許可ヲ申請シタル場合ニ於テ其ノ申請ニ對スル許可又ハ不許可ノ處分ノ日迄亦前項ニ同シ

昭和十年八月九日以前ニ於テ自動車製造事業ヲ開始シタル者又ハ其ノ事業ヲ承繼シタル者ニシテ本法施行ノ際現ニ其ノ事業ヲ營ムモノハ前二項ノ期間經過後ト雖モ第三條ノ規定ニ拘ラズ命令ノ定ムル所ニ依リ昭和十年八月九日以前ニ於テ營業ル事業ノ範圍内ニ於テ其ノ事業ヲ營ムコトヲ得

第十五條第一項第三項及第二十三條乃至第二十五條ノ規定ハ前項ノ規定ニ依リ自動車製造事業ヲ營ム者ニ之ヲ準用ス

本法施行ノ日ヨリ一月以内ニ第三條ノ許可ヲ申請シタル者自動車製造事業ノ爲ニ必要ナル器具、機械又ハ材料ヲ政府ノ認可ヲ受ケ輸入スルトキハ本法施行ノ日ヨリ三月間命令ノ定ムル所ニ依リ輸入税ヲ免除ス

前項ノ規定ニ依リ輸入税ノ免除ヲ受ケタル者第三條ノ許可ヲ受クルニ至ラザルトキハ其ノ輸入税ヲ追徴ス

第六項ノ規定ニ依リ輸入税ノ免除ヲ爲ス場合ニ於テハ輸入ノ際税金ニ相當スル擔保ヲ提供セシムルコトヲ得

(木村 納)

主務省ノ希望ニ依リ明七日ノ閣議ニ提出相成様御取計アリタシ

昭和十一年七月六日

内閣書記官長 藤田

内閣書記官 島田

昭和十一年七月七日

内閣總理大臣 齋藤

法制局長官 藤田

外務大臣

齋藤

陸軍大臣

齋藤

文部大臣

齋藤

逓信大臣

藤田

内務大臣

齋藤

海軍大臣

齋藤

農林大臣

齋藤

鐵道大臣

齋藤

大藏大臣

齋藤

司法大臣

齋藤

商工大臣

齋藤

拓務大臣

齋藤

別紙大藏商工兩大臣請議自動車製

造事業法施行令制定ノ件

ヲ審査スルニ右ハ相當ノ儀ト思考ス依テ請議ノ

商甲二八

昭和十一年七月六日

内閣書記官長

内閣書記官

昭和十一年七月七日

内閣總理大臣 齋藤

法制局長官

外務大臣

齋藤

陸軍大臣

齋藤

文部大臣

齋藤

逓信大臣

齋藤

内務大臣

齋藤

海軍大臣

齋藤

農林大臣

齋藤

鐵道大臣

齋藤

大藏大臣

齋藤

司法大臣

齋藤

商工大臣

齋藤

拓務大臣

齋藤

別紙大藏商工兩大臣請議自動車製

造事業法施行令制定ノ件

ヲ審査スルニ右ハ相當ノ儀ト思考ス依テ請議ノ

通閣議決定セラレ可然ト認ム

勅令案

朕自動車製造事業法施行令ヲ裁
可シ茲ニ之ヲ公布セシム

御名 御璽

昭和十一年七月九日

内閣總理大臣

内務大臣

大藏大臣

陸軍大臣

海軍大臣
商工大臣

呈案附箋一通

臣
司

法制局商第二七号 七月六日

閣商第二二號

自動車製造事業法施行、爲自動車製造事業法施行令制定、必要有之別紙勅令案及理由書ヲ具シ此段閣議ヲ請フ

昭和十一年七月四日

商工大臣小川郷太郎

大藏大臣馬場銈一



商甲三八

梅島



内閣總理大臣廣田弘毅殿

商
工
省

(大塚納)

勅令第百七十號

自動車製造事業法施行令

第一條 自動車製造事業法第二條、自動車ハ
内燃機關ヲ原動機トシ其ノ氣筒容積、合
計七百五十立方糎ヲ超スル自動車（シヤシヲ
含ム）トス

自動車製造事業法第二條、自動車部分
品ハ前項ノ自動車用、モ、ニシテ命令
前項ノ場合ニ於テ所得税及營業收益税
ノ免除ヲ受クベキ事業ヨリ生ズル所得

又ハ純益ト其ノ他ノ所得又ハ純益トヲ
有スルトキハ之ヲ區別シタル計算書ヲ
添附スベシ

第四條 自動車製造事業法第六條ノ規定
ニ依リ所得稅及營業收益稅ノ免除ヲ受
クベキ事業ヲ繼續シ又ハ其ノ繼續ト認
ムベキ事實アル者ハ其ノ事業ニ付所得
稅及營業收益稅ノ免除期間ノ殘存スル
トキニ限り其ノ免除期間ヲ繼承ス
自動車製造會社タリシ者再ビ自動車製

造事業法第三條ノ許可ヲ受ケタルトキ
ハ同法第六條ノ規定ノ適用ニ付テハ前
ノ免除キ受ケルノ期間ヲ通算ス

第五條 自動車製造事業法第八條ノ規定
ニ依リ輸入税ノ免除ヲ受クルコトヲ得
ベキ器具、機械又ハ材料ハ自動車製造
事業ノ爲必要ナル物品ニシテ命令ヲ以
テ定ムルモノニ限ル

第六條 自動車製造事業法第八條ノ規定
ニ依リ輸入税ノ免除ヲ受ケントスル者

ハ輸入申告書ニ商工大臣ノ輸入認可書
ヲ添附スベシ

前項ノ輸入申告ハ自動車製造會社ノ名
ヲ以テスルコトヲ要ス

第七條 自動車製造事業法第八條ノ規定
ニ依リ輸入税ノ免除ヲ受ケタル物品ヲ
輸入ノ日ヨリ三年以内ニ目的タル用途
ニ供セザルトキハ其ノ輸入税ヲ追徴ス
但シ輸入ノ日ヨリ三年以内ニ其ノ物品
ヲ同法ニ依リ輸入税ノ免除ヲ受クルコ

トヲ得ベキ他ノ用途ニ使用セントスル
場合ニ於テ商工大臣ノ認可ヲ受ケ其ノ
旨税關ニ申告シタルトキハ此ノ限ニ在
ラズ

商工大臣特ニ必要アリト認ムルトキハ
前項ノ期間ヲ延長スルコトヲ得

附 則

本令ハ自動車製造事業法施行ノ日ヨリ之
ヲ施行ス

第五條乃至第七條ノ規定ハ自動車製造事

業法附則第六項ノ規定ニ依リ輸入税ヲ免
除スル場合ニ之ヲ準用ス

理由書

自動車製造事業法施行、爲自動車製造事業法施行令制定、必要アルニ由ル

参照

所得税法

大正九年七月
法律第十一號

(總理大臣
大臣副署)

第二十四條 第一種ノ所得ニ付納稅義務アル者ハ命令ノ定ムル所ニ依リ財產目錄、貸借對照表、損益計算書又ハ清算若ハ合併ニ關スル計算書並第四條乃至第十一條ノ規定ニ依リ計算シタル所得及資本金額ノ明細書ヲ添附シ其ノ所得ヲ政府ニ申告スヘシ但シ本法施行地ニ本店又ハ主タル事務所ヲ有セザル法人ハ本法施行地ニ於ケル資産又ハ營業ニ關スル損益ヲ計算シタル所得及資本金額ノ明細書ヲ添附スヘシ
前項ノ規定ハ第一種ノ所得ニ付納稅ヲ課セラルヘキ法人ニ付其ノ所得ナキ場合ニ之ヲ準用ス

昭和拾陸年六月六日 作成
(白井)

昭和十一年

参照

營業收益税法

大正十五年三月
法律第十一號

(總理大臣
大臣副署)

第十一條 納稅義務アル法人ハ命令ノ定ムル所ニ
依リ純益金額ヲ政府ニ申告スヘシ

昭和拾壹年七月六日 作成

中務省 (十一年) (白)



内甲 第一九〇號

案起 昭和五年十月十六日

決定	裁可
年月日	年月日
行	施
年月日	年月日

内閣總理大臣

近

内閣書記官長



内閣書記官



外務大臣

近

陸軍大臣

近

文部大臣

逓信大臣

近

内務大臣

近

海軍大臣

近

農林大臣

近

鐵道大臣

近

大藏大臣

近

司法大臣

近

商工大臣

近

拓務大臣

近

工場法施行令中改正ノ件

右樞密院ノ御諮詢ヲ經テ御下付ニ付同院

昭和五年十月十六日



上奏ノ通裁可ヲ奏請セラレ可然ト認ム

上諭案

朕樞密顧問ノ諮詢ヲ經テ工場法施行令中改正ノ件ヲ裁可シ茲ニ之ヲ公布セシム

御名 御璽

昭和十二年十二月十九日

内閣總理大臣

内務大臣

(樞密院上奏、通)

内

閣

臣等 工場法施行令中改正ノ件諮詢ノ命ヲ
恪ミ本月十六日ヲ以テ審議ヲ盡シ之ヲ可
決セリ乃チ謹テ上奏シ更ニ
聖明ノ採擇ヲ仰ク

昭和十一年十二月十六日

樞密院議長男爵臣平沼騏一郎

勅令第百四十七號

工場法施行令中左ノ通改正ス

第六條中「賃金百分ノ六十以上」ヲ「賃金百

分ノ六十」ニ改メ同條但書ヲ削ル

同條ニ左ノ一項ヲ加フ